

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 長 官

消防庁情報処理システム運営管理規程について（通達）

標記の件について、下記のとおり定めたので、関係者了知の上適切に対処されたい。
なお、本件について貴管内各消防本部に対しても周知徹底をお願いする。

記

消防庁情報処理システム運営管理規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、消防庁が構築する情報処理システム（以下「システム」という。）に関し、運営管理体制、利用手続その他情報セキュリティ対策に必要な事項を定めることにより、システムの適正かつ安全な運営を確保し、もって事務の効率的な遂行及び情報資産の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 消防庁防災課防災情報室が中央合同庁舎 2 号館その他の施設において構築するコンピュータ・ネットワークを主体とした情報処理システムで、別表第 1 に掲げるものをいう。
- (2) 課室 消防庁内における各課室及び消防大学校をいう。
- (3) システム利用団体 公衆回線を利用して消防庁防災情報システム（以下「防災情報システム」という。）に接続し、これを利用する都道府県、消防本部等をいう。
- (4) 利用職員 消防庁の職員（臨時及び非常勤の職員を含む。以下同じ。）及びシステム利用団体の職員でシステムの利用を許可されている者をいう。
- (5) 端末 システムを構成するパーソナル・コンピュータをいい、システム利用団体が防災情報システムを利用するために個別に整備するものを含む。
- (6) システム機器 各システムを構成する機器で、消防庁防災課防災情報室が管理するものをいう。

第2章 運営管理体制

(統括管理者)

第3条 消防庁に、消防庁情報処理システム統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置く。

- 2 統括管理者は、防災課防災情報室長をもって充てる。
- 3 統括管理者は、総務省情報セキュリティポリシー(平成13年2月7日総務省行政情報化推進委員会決定。以下「ポリシー」という。)に定める情報システム管理者とする。

(統括運営担当者)

第4条 消防庁に、消防庁情報処理システム統括運営担当者(以下「統括運営担当者」という。)を置く。

- 2 統括運営担当者は、ポリシーに基づき情報システム管理者が指名する情報システム担当者とする。

(課室等管理者)

第5条 各課室及び各システム利用団体に、消防庁情報処理システム課室等管理者(以下「課室等管理者」という。)を置く。

- 2 課室等管理者は、別表第2に掲げる官職にある者をもって充てる。
- 3 課室等管理者は、課室又はシステム利用団体内におけるシステムの運営及び管理に関する事務を総括する。

(課室等運営担当者)

第6条 各課室及び各システム利用団体に、消防庁情報処理システム課室等運営担当者(以下「課室等運営担当者」という。)を置く。

- 2 課室等運営担当者は、別表第2に掲げる官職にある者をもって充てる。
- 3 課室等運営担当者は、課室等管理者の事務を補佐する。

第3章 消防庁LANに係る利用手続

(利用職員用のユーザIDの発行等)

第7条 課室等管理者(システム利用団体の課室等管理者を除く。以下この章及び第5章において同じ。)は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨別記様式第1号により統括管理者に届け出なければならない。

- (1) 新規採用及び人事異動により当該課室に職員が配属されたとき
 - (2) 当該課室の利用職員が消防庁の職員でなくなったとき
- 2 統括管理者は、前項の届出に基づき、該当職員に係るユーザIDの発行、変更又は削除その他必要な設定を行うものとする。
 - 3 統括管理者が職員に係るユーザIDを発行したときは、当該職員に対しシステムの利用を許可したものとみなし、削除したときは、当該職員に対しシステムの利用の許可を取り消したものとみなす。

(利用職員用の電子メールアドレスの発行等)

第8条 統括管理者は、前条第1項の届出が同項第1号に掲げる事由による場合(配属された職員が従前から利用職員である場合を除く。)は、当該職員に係る電子メールアドレスを発行するものとする。

2 統括管理者は、前条第1項の届出が同項第2号に掲げる事由による場合は、当該職員に係る電子メールアドレスを廃止するものとする。

(利用職員用の電子メールアドレスの変更)

第9条 課室等管理者は、利用職員に係る電子メールアドレスの変更を別記様式第1号により統括管理者に申請することができる。

2 統括管理者は、前項の申請が正当な理由に基づくものであると認めるときは、当該職員に係る電子メールアドレスを変更するものとする。

(組織、官職等用のユーザID及び電子メールアドレスの発行等)

第10条 課室等管理者は、組織、官職等に係るユーザIDが必要なときは、組織、官職等に係るユーザIDの発行を別記様式第1号により統括管理者に申請することができる。

2 統括管理者は、前項の申請が正当な理由に基づくものであると認めるときは、組織、官職等に係るユーザIDを発行するものとする。

3 課室等管理者は、発行された組織、官職等に係るユーザIDが不要となったときは、すみやかに、その旨統括管理者に届け出なければならない。

4 ユーザIDが発行された職員以外の者に係る電子メールアドレスの発行、変更及び廃止の手続については、前2条に規定する手続に準ずるものとする。

第4章 防災情報システムに係る利用手続き

(システム利用団体のユーザID)

第11条 システム利用団体の課室等管理者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨別記様式第2号により統括管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに防災情報システムへの登録を希望するとき

(2) 登録内容に変更が生じたとき

(3) 防災情報システムを利用する必要がなくなったとき

2 統括管理者は、前項の届出に基づき、該当システム利用団体に係るユーザIDの発行、変更又は削除その他必要な設定を行うものとする。

3 統括管理者がシステム利用団体に係るユーザIDを発行したときは、当該団体に対し防災情報システムの利用を許可したものとみなし、削除したときは、当該団体に対し防災情報システムの利用の許可を取り消したものとみなす。

第5章 システム機器の管理等に係る手続き

(システム機器の配備)

第12条 課室等管理者は、当該課室に新たにシステム機器を配備する必要があるときは、別記様式第3号により統括管理者に申請しなければならない。

2 統括管理者は、前項の申請が正当な理由に基づくものであると認めるときは、必要なシステム機器を配備するものとする。

3 課室等管理者は、当該課室に配備されたシステム機器で配備の必要がないものが生じたときは、すみやかに、当該システム機器を統括管理者に返納しなければならない。
(システム機器の移設)

第13条 課室等管理者は、当該課室に配備されたシステム機器を移設する必要があるときは、別記様式第4号により統括管理者に申請しなければならない。

2 統括管理者は、前項の申請が正当な理由に基づくものであると認めるときは、これを許可するものとする。
(ソフトウェアの導入)

第14条 課室等管理者は、業務の円滑な実施上、当該課室に配備されたシステム機器にソフトウェアを導入する必要があるときは、別記様式第5号により統括管理者に申請しなければならない。

2 統括管理者は、前項の申請が正当な理由に基づくものであると認めるときは、これを許可するものとする。
(システム機器以外の機器の接続)

第15条 課室等管理者は、業務の円滑な実施上、当該課室に配備されたシステム機器に他の機器を接続する必要があるときは、別記様式第6号により統括管理者に申請しなければならない。

2 統括管理者は、前項の申請が正当な理由に基づくものであると認めるときは、これを許可するものとする。
(情報システムの接続)

第16条 課室等管理者は、当該課室で管理する情報システムをシステムに接続する必要があるときは、別記様式第7号により統括管理者に申請しなければならない。

2 統括管理者は、前項の申請に係る情報システムがシステムの運用に支障がないものであると認めるときは、これを許可するものとする。

第6章 利用職員の責務

(責務)

第17条 利用職員は、システム及びシステム機器等を適正かつ安全に利用しシステムの円滑な運営に努めなければならない。

(禁止行為)

第18条 利用職員は、統括管理者の許可なく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) システムに他の機器を接続すること。
- (2) システム機器の一部又は全部を取り外し、又は持ち出すこと。
- (3) システム機器にソフトウェアを導入すること。
- (4) システム機器に導入されているソフトウェアを削除し、又は改変すること。

第7章 情報セキュリティ対策

(運営管理用パスワードの管理)

第19条 統括管理者及び統括運営担当者が用いる運営管理用のパスワードは、システム個別に設定し、それぞれ定期的に変更するものとする。

(ファイアウォール及びルータの設置)

第20条 統括管理者は、外部からの不正なアクセスを防止するため、システムとインターネット又は公衆回線との接続点及び各システム間の接続点にファイアウォール、ルータ等のセキュリティ上必要な機器を設置するものとする。

2 統括管理者は、システムと課室が管理する情報システムを接続する場合であって、その間のアクセスを制御する必要があるときは、その接続点にルータを設置するものとする。

(ネットワーク侵入監視装置の設置)

第21条 統括管理者は、消防庁LANとインターネットとの接続点に設置するファイアウォール及びインターネットを通じて情報を提供しているサーバについて、ネットワーク侵入監視装置を設置し、外部からのアクセスを常時監視するものとする。

(不正アクセス時の措置)

第22条 統括管理者は、外部からの不正なアクセスによってシステムが侵害され、又は侵害されるおそれがあるときは、当該システムとインターネット又は他の情報システムとの接続を遮断するものとする。

第23条 統括管理者は、利用職員による不正なアクセスによってシステムが侵害され、又は侵害されるおそれがあるときは、当該利用職員が使用する端末とシステムとの接続を遮断するものとする。

(コンピュータウイルス対策)

第24条 統括管理者は、システムを構成するサーバ及び端末(システム機器に限る。以下同じ。)に、コンピュータウイルスの侵入を自動的に検出できる検査プログラムを導入するものとする。

2 統括管理者は、前項に規定するコンピュータウイルスの自動検出のほか、システムを構成するサーバ及び端末に対し、定期的にコンピュータウイルスの侵入の検査を実施するものとする。

3 コンピュータウイルスの侵入の検出又は検査に用いるウイルスパターンファイル(コンピュータウイルスを定義したファイルをいう。)は、定期的を取得し、更新するものとする。

第25条 統括管理者は、システムを構成するサーバ又は端末に関し、コンピュータウイルスが検出されたときは、すみやかに、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) コンピュータウイルスが侵入したサーバ及び端末とシステムとの接続の遮断
- (2) 侵入したコンピュータウイルスの駆除
- (3) コンピュータウイルスの感染源の特定

2 統括管理者は、前項各号に掲げる措置を講じ、安全を確認した後、停止されたサーバ又は端末のシステムへの接続を復旧するものとする。

3 第1項第2号に掲げるコンピュータウイルスの駆除が困難なときは、感染したサーバ又は端末を初期化し、コンピュータウイルスを消去するものとする。

第26条 統括管理者は、システムと接続する情報システムにコンピュータウイルスが検出されたときは、当該情報システムとの接続を遮断するものとする。

2 前項に規定する情報システムとシステムとの接続は、コンピュータウイルスが完全に駆除されたことが確認された後に復旧するものとする。

(障害発生時等の連絡)

第27条 利用職員又は課室等管理者若しくは課室等運営担当者は、コンピュータウイルスの侵入その他のシステムの運営に支障を来す事象を確認したときは、統括管理者又は統括運営担当者にすみやかに連絡しなければならない。

(ログの作成及び保存)

第28条 統括管理者は、システムを構成するサーバに関しサーバへのアクセス状況等を記録したログを作成し、保存しなければならない。

2 前項のログの保存期間は、3月とする。

(バックアップ)

第29条 統括管理者は、システムを構成するサーバに記録するデータを定期的に別の媒体に複写し、これを施錠可能な場所に保管しなければならない。

2 前項に規定する媒体の保管期間は、3月とする。

第8章 雑則

第30条 前条までに定めるもののほか、各システムの運営、管理及び利用手続きに関し必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	システム名称
1	消防庁LAN
2	消防庁防災情報システム
3	消防庁災害対策本部支援システム

別表第2（第5条、第6条関係）

区分		課室等管理者	課室等運用担当者
総務課		総務課長	総務課主幹
消防課		消防課長	消防課主幹
予防課		予防課長	予防課主幹
予防課危険物保安室		危険物保安室長	危険物第一係長
防災課		防災課長	防災課主幹
防災課防災情報室		防災情報室長	情報管理係長
防災課震災対策室		震災対策室長	企画係長
防災課特殊災害室		特殊災害室長	企画係長
救急救助課		救急救助課長	救急救助課主幹
消防大学校		庶務課長	庶務課主幹
システム 利用団体	都道府県	消防防災主管課長	消防庁防災情報システムを 主管する係等の長
	消防本部（局）	消防庁防災情報システムを 主管する課等の長	消防庁防災情報システムを 主管する係等の長

別記様式第1号(第7条、第9条、第10条関係)

消防庁LANユーザID等に係る申請・届出書

入力	確認

届出等年月日：平成 年 月 日 発行等希望年月日：平成 年 月 日

連絡担当者氏名：

内線番号：

No	課室名			職員等の氏名			職名	電子メールアドレス	新/旧所属組織	備考
	区分			漢字	カタカナ	ローマ字				
	新規	変更	削除							
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

注1. 本様式は、課室単位で作成すること。

注2. 「区分」欄は、新規、変更及び削除のうち該当する欄に 印を記入すること。

注3. 「新/旧所属組織」欄は、「区分」欄が新規及び変更の場合は旧所属組織名(課室等まで)を、削除の場合は新所属組織名を記入すること。

注4. 「電子メールアドレス」欄は、「区分」欄が変更及び削除の場合、必ず記入すること。

注5. 組織、官職等用のユーザID及び電子メールアドレスの発行を希望する場合は、「備考」欄にその旨記入すること。

別記様式第2号(第11条関係)

入力	確認

防災情報システム登録等届出書

届出年月日：平成 年 月 日 発行等希望年月日：平成 年 月 日
団体名： 都・道・府・県 消防本部(局)
担当者： 課 係氏名：
連絡電話： FAX：

区分	新規・変更・削除	接続系統図
課室等管理者(職名)		
課室等運用担当者(職名)		
登録電話番号		
回線種別	アナログ・ISDN・携帯・PHS	
接続形態	スタンドアロン・LAN接続等	
端末設置場所		
備考		

注1. 「区分」欄は、新規、変更及び削除のうち該当するものに 印を記入し、変更及び削除の場合は備考欄に理由等を簡記すること。

注2. 「回線種別」欄は、防災情報システムにアクセスするために使用する回線で該当するものに 印を記入すること。

注3. 「接続形態」欄は、防災情報システムの利用形態で、該当するものに 印を記入し、「端末設置場所」欄に具体的な設置場所を記入すること。

また、LAN接続等の場合は「接続系統図」欄に概略図を記入すること。

別記様式第3号(第12条関係)

入 力	確 認

システム機器配備申請書

申請年月日：平成 年 月 日 配備希望年月日：平成 年 月 日
課室名： 連絡担当者氏名： 内線番号：

機器の種類	設置場所	機器の種類が端末の場合		配備希望理由	利用期間	統括運営担当者 使 用 欄
		利用職員氏名	内線番号			

注1. 「機器の種類」欄が端末の場合は、「利用職員氏名」欄及び「内線番号」欄に記入すること。

注2. 会議室に配備する場合など利用期間が限定されるものについては、「利用期間」欄に所要の期間を記入すること。

別記様式第4号(第13条関係)

入 力	確 認

システム機器移設申請書

申請年月日：平成 年 月 日 移設希望年月日：平成 年 月 日
課室名： 連絡担当者氏名： 内線番号：

システム名	
移設が必要な理由	

機器の種類	機器番号	旧設置場所	新設置場所	利用期間	備 考

注．会議室に配備する場合など利用期間が限定されるものについては、「利用期間」欄に所要の期間を記入すること。

別記様式第5号(第14条関係)

入 力	確 認

ソフトウェア導入申請書

申請年月日：平成 年 月 日 導入希望年月日：平成 年 月 日
課室名： 連絡担当者氏名： 内線番号：

システム名	
業 務 上 必 要 な 理 由	

【導入希望ソフトウェア情報】

導入希望ソフトウェア名称	バージョン情報	製 造 元	シリアル番号	ソフトウェアの入手先

【導入希望先端末情報】

機 器 番 号	利用職員の氏名	課 室 名	備 考

別記様式第6号(第15条関係)

機器接続申請書

入力	確認

申請年月日：平成 年 月 日 接続希望年月日：平成 年 月 日
課室名： 連絡担当者氏名： 内線番号：

システム名	
業務上必要な理由	

【接続希望ハードウェア情報】

接続希望ハードウェア名称	型 式	製 造 元	ハードウェアの入手先

【接続希望先端末情報】

機 器 番 号	利用職員の氏名	課 室 名	備 考

別記様式第7号(第16条関係)

情報システム接続申請書

入力	確認

申請年月日：平成 年 月 日 接続希望年月日：平成 年 月 日
課室名： 連絡担当者氏名： 内線番号：

接続先システム名			
情報システム名		外部接続の有無	
情報システム管理者(所属、職名)		ウイルス検出ソフト	
情報システム運営担当者(所属、職名)		ウイルスパターンファイルの更新頻度	
情報システム担当者連絡先(内線番号)		利用者の範囲	

【接続ハードウェア情報】

接続ハードウェア名称	型 式	製 造 元	利 用 O S	システムへの接続先

注 システム構成図または接続系統図を添付すること